

○木古内町ちよつと暮らし住宅事業実施要綱

平成29年2月1日

訓令第1号

改正 平成30年7月31日訓令第7号

(目的)

第1条 この要綱は、移住希望者（以下、「利用者」という。）が一定期間、木古内町（以下、「町」という。）で生活体験ができる機会を提供するため「木古内町ちよつと暮らし住宅」（以下、「住宅」という。）を設置し、定住施策を推進することにより人口の流入を促し、町の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 利用者とは、町への移住を希望する者のうち、町の移住担当窓口を通じて移住しようとする者。ただし、転勤又は婚姻による転入者、観光旅行及び業務遠征等など一時的な滞在を目的とする者は除く。

(2) 住宅とは、日常生活を営むための家具、電化製品などの住宅備品を備え、手軽に生活体験できるように町が貸し付ける住宅で、通称を「ちよつと暮らし住宅」という。

(ちよつと暮らし住宅)

第3条 住宅の住所及び構造等は、次のとおりとする。

住所	構造	建築年	形態	床面積
木古内町字本町477番地10	木造	S46築	戸建て	91.08m ²

(利用申請)

第4条 住宅の利用を希望する利用者は、「木古内町ちよつと暮らし住宅利用申請書」（様式第1号。以下、「申請書」という）を町長に提出しなければならない。

(利用許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、「木古内町ちよつと暮らし住宅利用許可書」（様式第2号。以下、「許可書」という）を交付する。

(契約)

第6条 許可書の交付を受けた利用者は、「木古内町ちよつと暮らし住宅賃貸借契約書」(様式第3号。以下、「契約書」という)を町長と締結し、住宅を利用できるものとする。

(利用期間及び利用料)

第7条 住宅の利用期間及び利用料は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長の認める場合はこの限りでない。

期間	金額	摘要
1～12月	1日 1,500円 (暖房を利用する場合は、1日660円加算)	利用は7日以上31日以内とする。

- 2 利用者は前項の利用料を契約と同時に町に納めなければならない。
- 3 第1項の利用料は、住宅の利用料金及び光熱水費(電気料及び上下水道料)を含むものとし、これ以外に係る費用(飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品並びに交通費等)は利用者の負担とする。
- 4 第2項により納めた利用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は前条第1項に定められた利用料を納めた後に、町長から当該住宅の鍵を受取り、住宅を利用できるものとする。この場合、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。又、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取り扱いに十分注意するとともに、冬期の水道凍結防止に配慮し、備え付けの備品等を適切に取り扱うこと。
- (3) 利用者は周辺環境の除草や除雪を適宜行い、住宅の適正管理を行うこと。
- (4) ごみは、町の定められた方法により適切に排出すること。
- (5) 利用者は、住宅の利用期間が満了したときには、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他、住宅の利用に関し、町長が必要と認めること。

(制限される行為)

第9条 利用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請、その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 住宅を使用して就業、興業等の行為を行うこと。
- (3) 住宅敷地内において、ペット等の動物を同伴すること。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 政治、宗教の普及や勧誘、儀式、その他これに類する行為を行うこと。
- (7) 近隣に騒音、悪臭等迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (9) その他住宅の借用にふさわしくない行為をすること。
- (10) 室内での喫煙に関すること。

(利用許可の取り消し)

第10条 町長は、利用者に前2条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第5条の規定による利用許可を取り消すことができる。

(明渡し)

第11条 利用者は、利用期間が終了する日までに、通常使用に伴い生じた損耗を除いて住宅を原状回復し町長へ明け渡さなければならない。

- 2 前条の規定に基づき利用許可が取り消された場合にあっては、直ちに住宅から退去しなければならない。現状回復、明渡しについては、前項と同様とする。
- 3 利用者は、前2項による明渡しを行うときは、明渡し日を事前に町長へ通知しなければならない。
- 4 町長は、第1項の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について、利用者と協議するものとする。

(立入り)

第12条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造保全その他住宅の管理上特に必要があるときには、利用者の許可なく住宅内に立ち入ることができるものとする。

- 2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失により住宅及び設備を破損、汚損及び滅失したときは、

その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による住宅等を破損、汚損、滅失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第14条 住宅等が有すべき安全性を欠いている場合を除き、住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年7月31日訓令第7号)

この訓令は、平成30年8月1日から施行する。